

東京都公報

発行 東京都

目次

告示

- 平成二十九年第二回東京都議会定例会の招集……………（財務局主計部議案課）…一
- 都市計画事業の認可（三件）……………（都市整備局都市づくり政策部緑地景観課・都市基盤部調整課）…一
- 建築基準法による道路位置の指定……………（都市整備局…（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課）…二
- 土壌汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………（環境局環境改善部化学物質対策課）…二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請……………（生活文化局都民生活部管理法人課）…三
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………（同）…五
- 開発行為に関する工事完了（一件）……………（都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課）…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出……………（産業労働局商工部地域産業振興課）…六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………（同）…七
- 東京都立海上公園有料施設の利用時間の変更……………（港湾局臨海開発部海上公園課）…八

告示

●東京都告示第九百二十一号
平成二十九年第二回東京都議会定例会を、六月一日に招集する。
平成二十九年五月二十五日
東京都知事 小池 百合子

●東京都告示第九百二十二号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画公園事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年五月二十五日
東京都知事 小池 百合子

- 一 施行者の名称 世田谷区
- 二 都市計画事業の種類及び名称 東京都都市計画公園事業第三・三・二種若林公園
- 三 事業施行期間 平成二十九年五月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 世田谷区若林四丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第九百二十三号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき東京都都市計画緑地事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十九年五月二十五日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 世田谷区 毛二丁目緑地
- 三 事業施行期間 平成二十九年五月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 四 事業地 取用の部分 世田谷区野毛二丁目地内 使用の部分 世田谷区野毛二丁目地内

●東京都告示第九百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第一項の規定に基づき町田市計画汚物処理場事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。
平成二十九年五月二十五日

- 一 施行者の名称 東京都知事 小池 百合子
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田市 境川クリーンセンター
- 三 事業施行期間 平成二十九年五月二十五日から平成三十一年三月二十九日まで
- 四 事業地 取用の部分 町田市木曾東二丁目地内 使用の部分 なし

●東京都告示第九百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年五月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成二十九年五月八日	昭島市福島町 延長 一一・一〇 一丁目五百八十九番十六及び同番十七の 幅員 四・五〇 各一部

●東京都告示第九百二十六号

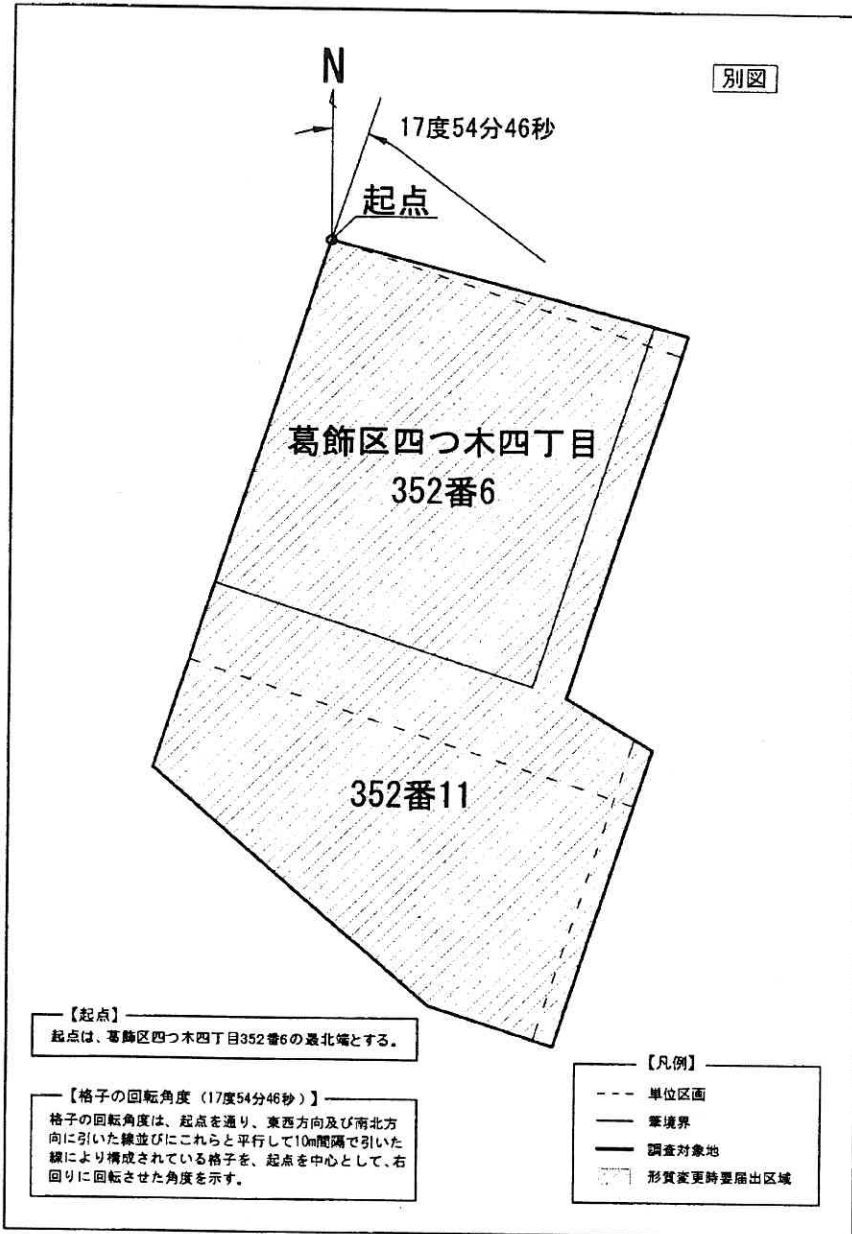
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十九年五月二十五日

東京都知事 小池百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(葛飾区四つ木四丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 システィー・ニージクロロエチレン、テトラクロロエチレン、トリクロロエチレン並びにふっ素及びその化合物



公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十九年五月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 申請のあつた年月日

平成二十九年三月十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ベルの会共同作業所

三 代表者の氏名

榎本 安行

四 主たる事務所の所在地

東京都足立区西新井本町二丁目十五番七号

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活する精神障害者に対して、社会復帰訓練および地域で生活するための訓練を目的とした作業所の設置および運営と、広く一般市民に精神障害に関する普及啓発活動を行い、以って精神障害者の社会復帰および就労とノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。（以上原文のまま掲載）